

交 指 第 3 6 2 号
平 成 1 7 年 4 月 4 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

駐車監視員資格者講習実施要綱の制定について

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「新法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「講習」という。）及び同号ロに規定する認定については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）、放置車両の確認事務の委託手續等に関する事務取扱規程（平成17年岐阜県公安委員会規程第6号）及び放置車両の確認事務の委託手續等に関する事務処理要領（平成17年3月24日交指第253号）によるほか、別添「駐車監視員資格者講習実施要綱」により実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

駐車監視員資格者講習実施要綱

第1 目的

本要綱は、駐車監視員資格者講習、並びに駐車監視員資格者講習修了者と同等の技能及び知識を有する者の認定の実施に関し、当該講習方法、講習計画、講習申込み及び認定申請の受理等について必要な事項及び事務手続きを定めることを目的とする。

第2 講習責任者

- 1 交通部交通指導課に講習責任者を置き、警部以上の階級にある者をもって充てるものとする。
- 2 講習責任者は、次の任務を行うものとする。
 - (1) 講習計画書の作成に関する事
 - (2) 講習の実施の管理に関する事
 - (3) 修了考査の合否の判定に関する事
 - (4) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関する事

第3 講習開催の公示

- 1 交通部長は、講習開催の必要があると認めるときは、委託規則第6条に定める公示事項を岐阜県公告式条例（昭和25年岐阜県条例第29号）第5条の規定により岐阜県公報に掲載するほか、岐阜県警察本部のホームページに掲載するなど公示事項の周知徹底を図るものとする。
- 2 講習開催の公示にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 委託規則第6条第1号の講習の期日、場所については、講習の実施期間及び時間が明らかになるようにすること。
 - (2) 同条第2号の受講手続きに関する事項は、次の事項を公示すること。
 - ア 受講の申込み期限
 - イ 受講申込書の提出先及び提出方法
 - ウ 受講申込みに必要な書類
 - エ 受講手数料の金額、納入時期、納入方法
 - (3) 同条第3号のその他講習の実施に関し必要な事項は、駐車監視員資格者証の交付を受けるための手続・要件、受講に関する問い合わせ先等を記載すること。

第4 講習計画の作成

- 1 講習計画は、講習実施予定期日の1か月前までに作成するものとする。
- 2 講習計画は、別添1「駐車監視員資格者講習教授基準」に準拠するとともに、次の事項に配慮して作成するものとする。
 - (1) 教授細目は、修得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列すること。
 - (2) 教授細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助員の員数、使用する教材、設置すべき視聴覚教材の種類及び数等を示すこと。
 - (3) 講師は、教授項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者を充てること。

(4) 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト又は警察本部において作成した教本及び資料、視聴覚教材等を活用すること。

3 講習1クラスの編成は、講習効果の上がるよう適正な人数（原則として50人程度）で編成するものとする。但し、多数の受講者が見込まれる場合であって、会場規模、講習人員等に応じて必要な視聴覚機材等（マイク、スピーカー、プロジェクター、大型スクリーン等）の設置、講習補助員の増員配置など、講習効果に大きな差がないように配意した場合は、多人数のクラス編成を行うことができるものとする。

第5 受講申込書の受理

1 受講申込書を受理した場合は、受講票を作成し、速やかに交付するものとする。

2 受講申込書を受理したときは、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 受講して駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けても、駐車監視員資格者証交付申請の段階で新法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当する場合には、駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けることができないこと。

(2) 当該講習の実施予定日に受講できないときは、その旨を連絡すること。

(3) 講習終了、概ね1週間後に考査（1時間）が行われること。

3 受講手数料は、岐阜県証紙により納付させ、受理所属において消印するものとする。

第6 講習の実施

1 受講者の受付をしたときは、受講申込書に貼付された写真により、その者が申込者本人であるか否かを確認の上、講習会場に入場させるものとする。

2 講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施するものとする。

3 ビデオ、スライド等視聴覚機材を用いることにより、講習効果が高まると認められる場合には、積極的に活用するものとする。

4 講習補助員は、資料の配付、視聴覚機材の設置及び操作、受講者への対応その他講師の指示に従い、講習を補助するものとする。

第7 修了考査

1 講習終了、概ね1週間後に、別に作成する修了考査問題により、考査を実施するものとする。

2 修了考査は、原則当該講習の全ての課程に出席した者について実施するものとする。ただし、当該講習の7分の5以上出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶、その他社会慣習等からやむを得ない事情があるものについては修了考査を受けさせることができるものとする。

3 出題要領等

(1) 修了考査の出題は、正誤式問題50問とすること。

(2) 修了考査の時間は1時間とする。

(3) 出題の配分については、別添2「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」に準拠して行うこと。

(4) 配点は1問につき2点とすること。

(5) 修了考査において配付した出題用紙は、確実に回収し、焼却処分をするなど問題の散逸防止を徹底すること。

- 4 修了考査問題例は、講習責任者が保管するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意するものとする。
- 5 修了考査の合格基準等は、次のとおりとする。
 - (1) 修了考査の合格基準は、90点（正解率90%）とし、採点は考査終了後、速やかに行うこと。
 - (2) 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に判定結果を通知すること。
- 6 修了考査において不正行為をした者の取扱い
 - (1) 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とすること。
 - (2) 不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置を取ること。
 - ア 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。
 - イ 他の都道府県において当該修了証明書を用い、駐車監視員資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏名及び住所を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

第8 修了証明書の交付

- 1 交通部長は、講習を受け、修了考査の結果、合格基準以上を取得した者に対して、修了証明書を交付するものとする。
- 2 修了証明書の交付に当たっては、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続きについて教示するものとする。

第9 修了証明書の再交付

- 1 修了証明書の再交付申請の受理に当たっては、再交付を申請する事由として亡失又は滅失の状況を具体的に記載させるものとする。
- 2 修了証明書の再交付に当たっては、亡失した修了証明書を発見した場合には、返却するよう指導するものとする。

第10 駐車監視員資格同等認定

- 1 駐車監視員資格者講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に関する認定申請書の受理、認定審査、認定書の交付及び再交付は、前記第5、第7、第8及び第9に準じて実施するものとする。

なお、認定申請書を受理した場合は、次の事項を説明するものとする。

- (1) 認定書の交付を受けても、駐車監視員資格者証交付申請の段階で新法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当する場合には駐車監視員資格者証の交付を受けることができないこと。
 - (2) 経歴が委託規則第10条第1項の各基準に該当した者に対して考査（1時間）が行われること。
- 2 交通部長は、経歴が基準に該当し、考査の結果、合格基準以上を取得した者に対して認定書（委託規則の別記様式第2号）を交付するものとする。

駐車監視員資格者講習教授基準

【第一日目】

日	教授項目	教授細目	時 間	教 授 目 標
第 一 日	交通警察総説	駐車問題と交通 警察	1 時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題 について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車 問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の 在り方を理解させる。 ----- これまでの交通警察による総合的な駐車対策につ いて、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。 ----- 警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安 全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路 交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知 識を理解させる。
		交通警察の基礎 知識		
	新たな駐車対 策法制及び駐 車監視員制度	違法駐車取締り と確認事務の民 間委託のための 仕組み	2 時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置 違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続 等について説明し、その仕組みを理解させる。 ----- 確認事務の委託の制度について説明し、理解させ る。 ----- 駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、そ の義務等について説明し、駐車監視員制度を理解さ せる。
		駐車監視員制度 の概要		
	放置車両の確 認に必要な基 礎知識（ 1 ）	道路の基礎知識	2 時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。 ----- 車両の意義、分類等について説明し、理解させる。 ----- 車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、 理解させる。 ----- 交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等 について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		
		交通規制の基礎 知識		
	放置車両の確 認に必要な基 礎知識（ 2 ） ～前半	放置車両の意義	2 時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」に ついてその意義、要件、種類等について説明し、理 解させる。 ----- 駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐 車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等 について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて 具体的に説明し、理解させる。 ----- 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させ る。
		駐車に関する道 路交通法の規制		
	小 計			7 時間

【第二日目】

日	教授項目	教授細目	時 間	教 授 目 標
第 二 日	放置車両の確認に必要な基礎知識（２） ～後半	放置車両の意義	2 時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4 時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付の実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。 放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
		放置車両確認時の留意事項		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
	誤りやすい違反種別の認定要領	各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に説明し、理解させる。		
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1 時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
小 計			7 時間	

【第三日目】（第二日目から一定期間後）

日	教授項目	教授細目	時 間	教 授 目 標
第 三 日	修了考査	筆記試験 （正誤式50問）	1 時間	講習修了1週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。 （合格基準90%）
小 計			1 時間	

講習時間合計 3日間（15時間）

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

教 授 項 目	教 授 細 目	出 題 基 準
1 交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2
	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計		50

